

## 2014年（平成26年）第7回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）7月11日
- 2 通知年月日 2014年（平成26年）7月16日
- 3 開催年月日 2014年（平成26年）7月30日
- 4 開催場所 福山市霞町一丁目10番1号  
まなびの館ローズコム 4階大会議室

### 5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第6号 買受適格証明申請について

### 6 出席委員

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 掛谷 典人  | 2番 高橋 誠   | 3番 広江 文男  |
| 5番 谷邊 博人  | 6番 村上 三晴  | 7番 岡崎 昌史  |
| 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義   | 10番 井上 博僖 |
| 11番 鶏内 淑臣 | 13番 淵上 信弘 | 14番 鶏内 和義 |
| 15番 小林 正勝 | 16番 谷本 耕造 | 17番 山崎 貫二 |
| 18番 松井 隆尚 |           |           |

以上16名

### 7 欠席委員

- |          |           |
|----------|-----------|
| 4番 稲垣 忠良 | 12番 門田 正義 |
|----------|-----------|

### 8 その他の出席者

### 9 事務局出席職員

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長  | 小川 裕司 | 事務局次長 | 羽原 知洋 |
| 松永出張所 | 藤原 真治 | 北部出張所 | 藤岡 領子 |
| 新市出張所 | 濱野 竜二 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局   | 杉原 信広 |
| 事務局   | 土屋 和史 | 事務局   | 平田 純雄 |

以上10名

## 10 議事内容

午後2時22分 開会

- 事務局長      それでは、ただいまから2014年(平成26年)第7回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。
- 部会長      — 開会あいさつ —
- 議長  
(5番)      ただいまから、2014年(平成26年)第7回農地部会を開会いたします。それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
- はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、出席委員16名、欠席委員2名、在任委員の過半数が出席ですので、本日の会議は成立いたします。
- 続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号2番高橋 誠委員と議席番号11番 鶏内 淑臣委員をお願いします。
- 議事に入る前に、議案の訂正・取下げ・追加事項があれば、事務局より説明してください。
- 事務局      それでは、第7回農地部会議案書訂正・取下げ・追加事項について、7ページ9番の現況地目欄、畑を山林に訂正、農地でなくなった理由及び現在の利用状況欄、原野となったを山林になったに訂正。8ページ2番が取下げ。追加報告としては「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」広島地方裁判所福山支部からの現況照会の調査結果です。内容については、記載のとおりです。
- 議長      それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。
- 各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。
- まず、東部地区の報告をお願いします。
- 3番  
(広江)      それでは、東部地区の審議内容の報告をいたします。7月25日午前8時15分より、関係者による現地調査を行い、午前11時から市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。全委員の出席により、審議した議案は、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号2件、議案第5号2件です。

それでは、1ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。

1番は、親族へ贈与するもので、譲受人は、いちじくを作付けされる予定です。譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に、西部地区の報告をお願いします。

6番

それでは、西部地区の審議内容について、報告します。

(村上)

西部地区では、7月28日の午後1時15分から関係者により、現地調査を行い、午後4時から8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号3件、議案第6号1件の合計11件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの2番から5番について報告します。

2番は、熊野町の譲受人が、吉津町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

3番と5番は関連しておりますので、まとめて説明します。

両案件とも、熊野町の借受人が、申請地に期間を定めない使用貸借権を設定して、同町のそれぞれの貸渡人から借受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

4番は、熊野町の譲受人が、駅家町の譲渡人から、申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも、借受人あるいは譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に、北部地区の報告をお願いします。

15番

(小林)

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。7月28日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名中8名の出席により、1号議案7件、3号議案2件、4号議案2件の合計11件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの6番から3ページの12番の案件について報告をします。

6番と7番は、関連案件です。

6番は、耕作困難となった渡人から、受人が申請地を売買により取得し、農業経営の規模の拡大を図るものです。

7番では、土地の形状が細長く耕作しにくいいため、隣接農地を所有する受人が、渡人から譲り受け経営規模の拡大を図るものです。

8番は、耕作困難となった渡人から、受人が申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。

9番は、高齢で耕作困難となった渡人から、親族である受人が申請地の贈与を受け、農業経営の規模の拡大を図るものです。

10番は、耕作困難となった渡人から、受人が申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。

11番は、受人の所有する農地が、広島県の施工する公共事業用地として買収されることとなったため、その代替地として申請地を取得するものです。

12番は、高齢のため耕作困難となった渡人から、受人が申請地を売買により取得し、経営規模の拡大を図るものです。

以上の7件は、いずれも農作業経験もあり、必要な農機具等も確保されており、問題はないものと思われま

議長

ありがとうございました。

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番  
(山崎)

それでは神辺地区の審議内容について報告します。神辺地区では、7月28日午前9時から関係者により、現地調査を行い、午前11時から、神辺支所会議棟福利厚生室で協議会を開催いたしました。

委員6名中5名の出席により、議案第1号2件、議案第3号1件、議案第4号1件の合計4件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページ13番と14番について報告をします。

3ページ13番は、譲受人が経営規模の拡大のため、申請地の田3筆と畑1筆を譲り受けるものです。内訳は、田1筆447㎡に水稻、田2筆1,897㎡にレンコン、休耕中の畑1筆358㎡に季節野菜を作付するものです。

14番は譲受人が経営規模の拡大のため、休耕中の申請地の田1筆を譲

り受け、水稻作付をするものです。

以上の2件は、いずれも農作業経験もあり、必要な農機具等も確保されており、問題はないものと思われま

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただ今の議案第1号の14件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用すること、機械労働力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず、東部地区の報告をお願いします。

3 番  
(広江)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」4ページ1番について報告します。

1番は、申請人本人が売電用の太陽光発電パネル596枚を設置するものです。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。  
次に、西部地区の報告をお願いします。

6 番  
(村上)

それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について」の 4 ページの 2 番について報告します。

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 4 ページの 2 番について報告します。

山手町の申請人が、県道改良に伴い、墓地の移設が必要となったため、申請地に墓地を移設するものです。

場所は、山手小学校の西、約 200 メートルの湯傳稻荷神社のところ  
です。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもない  
と認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。  
事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第 2 号の 2 件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3  
種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種  
農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その  
他の農地である第 2 種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要  
件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切  
な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。  
議案第 2 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
また、許可相当として広島県常任会議員会議へ諮問してよろしいでしょ  
うか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。

各地区協議会における審議内容を報告してください。

まず、東部地区の報告をお願いします。

3番 (広江) それでは、5ページの議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」5ページ1番の報告をします。

1番は、親から子へ土地を贈与し、子が一般住宅を建築するものです。現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。

次に、西部地区の報告をお願いします。

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの2番と3番について報告します。

2番は、西町の学校法人が、津之郷町の譲渡人から申請地を譲受け、幼稚園の園庭として利用するものです。

場所は、西部めばえ幼稚園の西側です。

3番は、広島市の法人が、申請地に平成27年5月31日までの賃借権を設定して、郷分町の貸渡人から借受け、送電用の鉄塔の建替え工事用地として一時的に利用するもので、工事完了後は、農地に復元するものです。

なお、申請地は、農振農用地区域に指定してありますが、一時転用であるため、除外は不要です。

場所は、郷分幼稚園の西、約400メートルのところ です。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。

次に、北部地区の報告をお願いします。

15番 (小林) それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの4番と5番について報告します。

4番は、申請地の相続人不在のため、相続財産管理人より譲受人が売買により取得し、露天資材置場として利用するものです。

5番は、申請地を渡人から石材業を営んでいる受人が売買により取得し、露天資材置場として利用するものです。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番  
(山崎)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの6番について報告します。

譲受人である法人が、申請地の田1筆に太陽光発電パネルを2区画に仕切って設置し、最大39.6kwと42.6kwを売電するものです。なお、申請地は、農業振興地域農用地からの除外地です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第3号の6件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

また、許可相当として広島県常任会議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず、東部地区の報告をお願いします。

3番

(広江)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の6ページの1番と2番について報告します。

1番は、昭和61年頃から進入路として利用しているもので、農地への復旧は困難です。

2番は、昭和3年頃から道路として利用しているもので、農地への復旧は困難です。

議長

ありがとうございました。

次に、西部地区の報告をお願いします。

6番

(村上)

議案第4号「非農地証明について」の6ページの3番から5番について報告します。

3番は、川口町の申請人が、昭和45年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

4番は、沼隈町の申請人が、昭和45年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、いずれも、沼南高校の南西、約700メートルの西光寺の北側のところです。

5番は、東京都江東区の申請人が、昭和28年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、至誠中学校の北西、約1キロメートルの県道熊野松永線の北側のところです。

現地調査をしましたが、いずれの申請地も農地性がなく、証明妥当と判断しました。

議長

ありがとうございました。

次に、松永地区の報告をお願いします。

- 10 番  
(井上) それでは、松永地区の審議内容について報告をします。  
松永地区では、7月28日、午前9時45分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。委員5名全員の出席により、4号議案1件について審議いたしました。
- それでは、議案「第4号非農地証明」について、6ページの6番の報告をします。
- 平成18年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。現地調査をしましたが、農地への復元は困難であり、農地性は無いと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。  
次に、北部地区の報告をお願いします。
- 15 番  
(小林) それでは、議案第4号「非農地証明について」の7ページの7番と8番について報告します。
- 7番は、昭和46年ころからヒノキを植林していたところ、雑木が繁茂し山林となり現在に至っております。
- 8番は、昭和50年ころから耕作放棄していたところ、雑木が繁茂し現在に至っています。
- 現地調査をしましたが、申請どおり、農地性がないと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。  
次に神辺地区の報告をお願いします。
- 17 番  
(山崎) それでは、議案第4号「非農地証明について」の7ページの9番を報告します。
- 昭和50年頃から杉の植林を始めたが、そのまま放置していたところ、雑木が繁茂し山林化したとの申請です。現地調査をしましたが、申請のとおりで、農地性が無いと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
- 委 員 (質疑なし)
- 議 長 質問等もないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。

東部地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

3番 (広江) それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」8ページ1番と3番を報告します。

8ページ1番は、同居の子が相続をするもので、畑として野菜・果樹の作付けを行っており、適正に管理されています。

3番は、同居の子が相続をするもので、一部は田として水稻の作付けを行っており、一部は育苗のためのハウス設置をしています。

なお、一部分を倉庫として利用しており、農地面積は102㎡を差し引いたものとなっています。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等もないようですので、採決します。  
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手ですので、議案第5号は原案のとおり決定します。

議長 次に、議案第6号「買受適格証明申請について」を上程します。  
西部地区協議会における審議内容を報告してください。

6 番  
(村上)

議案第 6 号「買受適格証明申請について」の 9 ページの 1 番について報告します。

沼隈町の申請地 4 筆の現況が農地であるため、入札参加にあたり、尾道市の個人が、農地法第 3 条の買受適格証明申請をされたものです。最高価額で落札した場合、申請人は、新規就農して、野菜及び果樹を栽培する予定です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

本案件の土地は、広島地方裁判所福山支部から「現況に係る照会」があり、「農地等の現況に係る照会に対する調査結果」において「農地として回答した」ものです。

この証明申請は、申請人が、競売へ参加するため、入札参加資格として農業委員会が発行する買受適格証明書が必要なため、行われたものです。

申請人が、最高価買受者となり、農地法第 3 条の許可申請をされた場合は、裁判所への提出期限がありますので、証明書を発行した時と状況が異なる場合を除き、事務局長が専決処理することになります。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、それでは採決いたします。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 6 号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、事務局から専決処分及び届出等の報告をしてください。

事務局

報告事項について、ご説明いたします。

まず、10 ページから 16 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得し

た場合は、農業委員会へ届出なければならないとされています。この規定により処理した案件は21件です。

次に、17ページから19ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、20ページから23ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ですが、この規定により処理した案件は、4条が18件、5条が22件です。内容については、記載のとおりです。

届出書は、添付書類も含め完備しておりましたので、農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で、受理いたしました。

次に、24ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第32条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が200㎡未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。

現地確認の結果、届出の内容どおりであったため、受理しました。

次に、25ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は、農業委員会へ通知しなければならないとされております。今月は、7件の通知がありました。

次に、26ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島地方裁判所福山支部から照会があったもので、競売物件の登記地目が「農地」であることから、農業委員会が現地調査を行い、現況を報告するものです。

この報告は、照会の日から2週間以内に行い、その間に農地部会が開催されない場合は、事務局長による専決処分で行うことになっております。

追加報告を含めて3件の照会がありました。現地調査の結果、1番、2番については、どちらも農地性が認められなかったため、非農地として、3番については農地性が認められたため、農地として報告しました。

次に、27ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」ですが、これは許可または受理後、何らかの事情により履行できなかったことから申請されたものです。

取消し理由について、1番は、売買の不成立によるもの。

2番は、事業計画の中止によるもの。

3番は、譲受人の変更によるものです。改めて21ページ、10番で、農地法第5条の届出が行われています。

次に28ページの2014年（平成26年）第4回農地部会議案書追加についてと29ページ2014年（平成26年）第6回農地部会議案書追加についてです。

「農地等の現況照会に対する回答について」があわせて2件です。現地調査の結果「農地」として報告しています。

また、「農地法の規定による許可申請の取り下げについて」は、契約の不成立によるものです。

以上で報告事項の説明を終わります。

議長 ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告事項について終わります。以上で、本日の議案の審議ならびに専決処分・届出等の報告について、すべて終了いたしました。

これをもちまして、2014年（平成26年）第7回農地部会を閉会いたします。

なお、来月の農地部会は、8月29日金曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午後2時54分閉会